(2) (1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3) (1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 (1) 借款は、ボリビアの公的実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4 ボリビア多民族国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドラインに従って調達されることを確保する。

5 ボリビア多民族国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6 3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してボリビア多民族国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためボリビア多民族国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7 ボリビア多民族国政府は、次の措置をとる。

(a) ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してボリビア多民族国の領域において課される全ての財政課徴金及び直接税を免除すること。

(b) ボリビアの公的実施機関を通じて、借款及びそれから生ずる利子に関し、ボリビア多民族国の領域においてＪＩＣＡに対して課される間接税を負担すること。

(c) ボリビアの公的実施機関を通じて、計画の実施のための生産物又は役務の購入に関してボリビア多民族国の領域において課される付加価値税を負担すること。

(d) ボリビアの公的実施機関を通じて、計画の実施に必要な物品の輸入に関する関税を負担すること。

8 ボリビア多民族国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びボリビア多民族国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9 ボリビア多民族国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をボリビア多民族国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のボリビア多民族国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年九月二十七日にラパスで

ボリビア多民族国駐在

日本国特命全権大使　古賀京子

ボリビア多民族国外務大臣

ダビッド・チョケワンカ・

セスペデス閣下

（ボリビア側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本大臣は、更に、前記の了解をボリビア多民族国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発生のために必要な国内手続を完了した旨のボリビア多民族国政府からの書面による通告を日本国政府が受領した日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるスペイン語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年九月二十七日にラパスで

ボリビア多民族国外務大臣

ダビッド・チョケワンカ・

セスペデス

ボリビア多民族国駐在

日本国特命全権大使　古賀京子閣下

○外務省告示第二百七十一号

平成二十八年十月二十四日にカイロで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十九年五月三日に効力を生じた。

平成二十九年八月二日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国とエジプト・アラブ共和国との間の友好関係及び経済協力を強化し、並びにエジプト・アラブ共和国の開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とエジプト・アラブ共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 四百十億九千八百万円（四一、〇九八、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、電力セクター復旧改善計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、エジプト電力公社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2 (1) 借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a) 償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b) 利子率は、年〇・三パーセントとする。

(c) (b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十二年とする。

(e) 前払の手数料は、1に規定する借款の額の〇・二パーセントの率で課されることになる。(d)に規定する支出期間が延長されないこと及び前記の支出期間内に支出が完了することを条件として、1に規定する借款の額の〇・一パーセントに相当する額が払い戻されることになる。

(2) (1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3) (1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 借入人に供与される借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払も、エジプト・アラブ共和国財務省により代表されるエジプト・アラブ共和国政府によって保証される。

4 (1) 借款は、エジプトの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行ったか又は行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

5 エジプト・アラブ共和国政府は、4(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。